

9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

[1] 市町村の推進体制の整備等

庁内推進体制

(1) 高山市中心市街地活性化推進室の設置

高山市では専門的かつ集中して中心市街地の活性化に取り組むため、平成21年4月に商工観光部商工課内に中心市街地活性化推進室を設置した。

(2) 高山市中心市街地活性化推進会議の設置

高山市の中心市街地の活性化を総合的かつ効果的に推進するため、平成21年9月30日に副市長を委員長とし部長級の職員で構成する高山市中心市街地活性化推進会議を設置した。

推進会議の設置にあわせて中心市街地活性化に向けての具体的取り組みを検討するため、関係課(室)長で構成する幹事会を設置した。

■高山市中心市街地活性化推進会議名簿

職 名	
委員長	理事
副委員長	都市政策部長
委員	企画部長
委員	総務部長
委員	財務部長
委員	市民活動部長
委員	福祉部長
委員	市民保健部長
委員	環境政策部長
委員	農政部長
委員	林政部長
委員	商工観光部長
委員	海外戦略部長
委員	建設部長
委員	教育委員会事務局長

■高山市中心市街地活性化推進会議 幹事会名簿

職 名	
幹事	企画課長
幹事	ブランド戦略課長
幹事	危機管理課長
幹事	財政課長
幹事	税務課長
幹事	協働推進課長

幹事	生涯学習課長
幹事	福祉課長
幹事	子育て支援課長
幹事	高年介護課長
幹事	健康推進課長
幹事	医療課長
幹事	環境政策推進課長
幹事	生活環境課長
幹事	農務課長
幹事	林務課長
幹事	商工課長
幹事	観光課長
幹事	海外戦略課長
幹事	建設課長
幹事	維持課長
幹事	都市計画課長
幹事	建築住宅課長
幹事	教育総務課長
幹事	文化財課長

■ 中心市街地活性化推進会議の開催状況

開催日	会議名	会議内容
平成 27 年 1 月 27 日	第 1 回推進会議の開催	中心市街地活性化基本計画（案）について

(3) 高山市議会

市議会に対して、所管する委員会協議会において、計画の内容についての報告を行った。

■ 高山市議会文教産業委員会等の開催状況

開催日	会議名	会議内容
平成 26 年 9 月 19 日	高山市議会文教産業委員会	中心市街地活性化基本計画（骨子）について
平成 28 年 6 月 17 日	高山市議会文教産業委員会	中心市街地活性化策の進捗状況について
平成 29 年 2 月 20 日	高山市議会文教産業委員会	中心市街地活性化基本計画の変更について
平成 29 年 6 月 19 日	高山市議会産業建設委員会	中心市街地活性化基本計画の変更について
平成 30 年 2 月 20 日	高山市議会産業建設委員会	中心市街地活性化基本計画の変更について

[2] 中心市街地活性化協議会に関する事項

中心市街地活性化協議会は、商工会議所、株式会社まちづくり飛騨高山のほか有識者や関係団体を構成員とし平成 22 年 1 月 27 日に設立した。

事務局は、高山商工会議所が担当している。

名称：高山市中心市街地活性化協議会

設立：平成 22 年 1 月 27 日

目的：協議会規約第 3 条に規定

基本計画及びその実施に必要な事項について総合的に調整し意見を提出する

中心市街地の活性化に関する委員相互の意見及び情報交換

中心市街地の活性化に寄与する調査研究の実施

中心市街地活性化のための勉強会、研修及び情報交換

協議会活動の情報発信

前各号に掲げるもののほか、中心市街地の活性化の総合的かつ一体的な推進に関し必要な事項

◆高山市中心市街地活性化協議会 委員名簿

役職	所属団体	職名	根拠法令
会長	高山商工会議所	会頭	法第 15 条第 1 項
委員	株式会社 まちづくり飛騨高山	社長	法第 15 条第 1 項
委員	高山商工会議所 商業部会	会長	法第 15 条第 4 項
委員	高山市商店街振興組合連合会	理事長	法第 15 条第 4 項
委員	高山商工会議所 交通運輸部会	部会長	法第 15 条第 4 項
委員	一般社団法人 飛騨・高山観光コンベンション協会	会長	法第 15 条第 4 項
委員	高山市町内会連絡協議会	会長	法第 15 条第 4 項
委員	社会福祉法人 高山市社会福祉協議会	会長	法第 15 条第 4 項
委員	高山市教育委員会	委員	法第 15 条第 4 項
委員	高山金融協会	会長	法第 15 条第 4 項
委員	高山警察署	署長	法第 15 条第 4 項
委員	高山商工会議所 女性会	会長	法第 15 条第 4 項
委員	高山商工会議所 青年部会	会長	法第 15 条第 4 項
委員	公益社団法人 高山青年会議所	理事長	法第 15 条第 4 項
委員	高山市景観町並保存連合会	会長	法第 15 条第 4 項
委員	飛騨高山まちづくり本舗	代表	法第 15 条第 4 項

オブザーバー

-	岐阜県飛騨県事務所	所長	-
---	-----------	----	---

高山市中心市街地活性化協議会規約

(名称)

第1条 本会は、高山市中心市街地活性化協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、高山市の中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上の総合的かつ一体的な推進に寄与することを目的とする。

(活動)

第3条 協議会は、その目的を達成するために、次の活動を行う。

- (1) 高山市が作成する中心市街地活性化基本計画及びその実施に必要な事項について総合的に調整し意見を提出する
- (2) 高山市中心市街地の活性化に関する委員相互の意見及び情報交換
- (3) 高山市中心市街地の活性化に寄与する調査研究の実施
- (4) 高山市中心市街地活性化のための勉強会、研修及び情報交換
- (5) 協議会活動の情報発信
- (6) 前各号に掲げるもののほか、中心市街地の活性化の総合的かつ一体的な推進に関し必要な事項

(事務所)

第4条 協議会の事務所は、高山商工会議所内に置く。

(委員)

第5条 協議会の委員は、次の者をもって組織する。

- (1) 中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号。以下「法」という。）第15条第1項の規定に該当するもの
 - (2) 法第15条第4項の規定に該当するもの
 - (3) 前各号に掲げるもののほか、協議会において特に必要があると認める者
- 2 委員の任期は2年とする。但し、再任を妨げない。

(役員)

第6条 協議会に会長、副会長を置き、会長は、高山商工会議所会頭が就任する。また、副会長は、会長が選任する。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は会長を補佐し、会長に都合あるときは、会長の職務を代理する。

(会議)

第7条 協議会の会議は、（以下「会議」という。）会長が招集する。

- 2 会長は、会議を招集するときは、会議の開催場所及び日時並びに会議に付すべき事項をあらかじめ委員に通知しなければならない。

(会議の運営)

第8条 会議は、委員の2分の1以上の者が出席しなければ、開くことができない。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

(協議結果の尊重)

第9条 協議会の委員は、会議において協議が整った事項について、その協議結果を尊重しなければならない。

(事務局)

第10条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

(経費の負担)

第11条 協議会の運営に要する経費は、補助金及び負担金、その他の収入により負担するものとする。

(補則)

第12条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この規約は、平成22年1月27日から施行する。

(1) 開催状況

開催日	会議名	会議内容
平成27年1月28日	第1回活性化協議会の開催	中心市街地活性化基本計画について
平成28年4月28日	第2回活性化協議会の開催	中心市街地活性化基本計画の進捗状況等について
平成29年2月6日	第3回活性化協議会の開催	中心市街地活性化基本計画の変更について
平成29年6月2日	第4回活性化協議会の開催	中心市街地活性化基本計画の変更について
平成30年1月29日	第5回活性化協議会の開催	中心市街地活性化基本計画の変更について
平成30年4月27日	第6回活性化協議会の開催	中心市街地活性化基本計画の進捗状況等について
平成30年6月1日	第7回活性化協議会の開催	中心市街地活性化基本計画の変更について
平成30年9月18日	第8回活性化協議会の開催	中心市街地活性化基本計画の変更について
平成31年2月6日	第9回活性化協議会の開催	中心市街地活性化基本計画の変更について
令和元年5月31日	第10回活性化協議会の開催	中心市街地活性化基本計画の変更について

(2) 意見書提出

- ① 平成27年 2月 5日提出 (意見内容については、P146に掲載)

② 平成28年 2月12日提出

[意見]

高山市中心市街地活性化基本計画の変更は妥当である。

③ 平成29年 2月 6日提出

[意見]

高山市中心市街地活性化基本計画の変更は妥当である。

④ 平成29年 6月 2日提出

[意見]

高山市中心市街地活性化基本計画の変更は妥当である。

⑤ 平成30年 1月29日提出

[意見]

高山市中心市街地活性化基本計画の変更は妥当である。

⑥ 平成30年 6月 1日提出

[意見]

高山市中心市街地活性化基本計画の変更は妥当である。

⑦ 平成30年 9月18日提出

[意見]

高山市中心市街地活性化基本計画の変更は妥当である。

⑧ 平成31年 2月 6日提出

[意見]

高山市中心市街地活性化基本計画の変更は妥当である。

⑨ 令和元年 5月31日提出

[意見]

高山市中心市街地活性化基本計画の変更は妥当である。

高山市中心市街地活性化基本計画(案)に関する意見書

高山市が平成27年4月から平成32年3月までを期間として策定される高山市中心市街地活性化基本計画(案)につきまして、中心市街地の活性化に関する法律第15条第9項の規定に基づき、下記のとおり意見書を提出いたします。

記

【基本計画について】

高山市が誇る歴史や伝統文化を未来に継承するとともに、多様なニーズに応える便利で快適なまちづくりを進めるものであり、その内容については概ね妥当であると認める。

【附帯意見】

なお、基本計画案では高山市の中心市街地を活性化させる総合的、一体的に取り組むべき具体的な施策を明示したものであるが、より効果的に推進されるため、次の意見を申し添える。

1. 基本計画掲載事業について、その進捗状況や成果の把握に努めるとともに、当協議会とも協議の上、社会情勢等の変化等も鑑み、必要に応じて適切な改善措置を講じること。
2. 事業の実施にあたっては市民、関係団体等との連携を密接にし、関係省庁や県からの有効な支援を受けること。
3. 中心市街地の活性化や目標の達成に有効な事業については追加するなど、計画の変更については柔軟な対応を取ること。

平成27年2月5日

高山市中心市街地活性化協議会
会長 北村 裕



[3] 基本計画に基づく事業及び措置の一体的推進

(1) 地域住民のニーズ等の客観的な把握

① 全体的なニーズの把握

高山市第八次総合計画（平成 27 年度～平成 36 年度）を策定するにあたり、市民や団体を対象としてアンケートを実施し、中心市街地に関する事項も設けニーズの把握を行った。

今回の基本計画策定にあたっては、このアンケート調査の結果内容を反映・参考とした。

○市民アンケート

- ・対象 18 歳以上の男女、3,000 人を対象（男女各 1,500 人）
- ・実施時期 平成 25 年 5 月 17 日～6 月 7 日

○団体アンケート

- ・対象 市内に事務所を有する団体 250 団体
(地区連合町内会、市登録市民活動団体、福祉関係団体等)
- ・実施時期 平成 25 年 5 月 24 日～6 月 14 日

② 商業関係団体のニーズの把握

中心市街地の活性化には商業及び商店街の振興が不可欠であることから、商工会議所及び商店街振興組合等との懇談会を設け、意見聴取をするとともに、内容を反映・参考とした。

③ 中心市街地周辺地域住民のニーズの把握

中心市街地には多くの都市機能が集積しており、エリア内の居住者だけでなく市全域から多くの市民が利用するために訪れる地域である。

普段、中心市街地のニーズについて声が届きにくい中心市街地周辺部（平成 17 年の合併により新たに高山市となった支所地域）へ出向き、懇談会の場を設け、ニーズの把握に努めた。

(支所地域 9 か所×1 回)

(2) 地域ぐるみでの取り組みの状況

① 株式会社まちづくり飛騨高山

株式会社まちづくり飛騨高山は、飛騨高山の有する歴史、文化、伝統など地域特性を活かし、地域住民に喜ばれ親しまれる中心市街地とともに、観光客をはじめ訪れる人たちにとって魅力ある活気にあふれたまちづくりの推進を目的とし、「中心市街地の活性化に関する法律」の規定に基づく会社として平成 21 年 3 月に設立された。

(出資額：高山商工会議所 3,000 万円、高山市 500 万円、高山本町会商店街振興組合 250 万円、十六銀行 250 万円、大垣共立銀行 250 万円、北陸銀行 250 万円、高山信用金庫 250 万円、飛騨信用組合 250 万円)

平成 27 年度からは構成団体より職員を派遣し人員体制を確保するとともに、空き店舗活用を核とした中心市街地活性化の取り組みを一体的に進めていく。

② 飛騨高山まちづくり本舗

高山市商店街振興組合連合会は、商店街の空き店舗を改装し市民と商店街で運営される「まちひとふら座かんかこかん」を平成 15 年 3 月に開設した。まちひとふら座かんかこかんは、「こどもひろば」、「ま

ちづくりひろば」、「情報広場」の三本柱で活動機能が構成されており、その中の「まちづくりひろば」の活動を具体的に進めていくための受け皿団体として「飛驒高山まちづくり本舗」を平成16年4月に設立。

誰もが気軽に立ち寄り利用することのできる「まちの縁側」として、市民と商店街によって運営されている。現在では、まちづくり活動のための各種イベントの企画開催等により、市民・団体・行政等とのネットワークが確立され、市民主体のまちづくり活動としての発信基地として定着している。

<活動内容>

- ・まちづくり通信の発行
- ・りんくるりんみんなで納涼縁日
- ・夏休み寺子屋かんかこかん
- ・冬のあったか縁日
- ・子どもまち探険等